



秋田県公報

目 次	ページ
告示	
○平成二十年前期技能検定(二級、二級、三級及び単一等級)の実施(九八・雇用労働政策課).....	1
○平成二十年技能検定(随時実施)の実施(九九・雇用労働政策課).....	3

告 示

秋田県告示九十八号

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十六条第二項の規定により、次のとおり平成二十年前期技能検定(一級、二級、三級及び単一等級)を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「令」という。)第六十六条第三項の規定に基づき、公示する。
平成二十年三月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 等級別実施職種(作業)

- (一) 一級及び二級について実施する職種(作業)
- 造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業及びマシニングセンタ作業)、放電加工(数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(製缶作業及び構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業、めっき(電気めっき作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作

- 業、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、産業車両整備(産業車両整備作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業及び木製建具機械加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、石材施工(石張り作業及び石積み作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、化学分析(化学分析作業)、塗装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業及び金属塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ作業及び広告面粘着シート仕上げ作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)
- (二) 三級について実施する職種(作業)
 - 造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械保全(機械系保全作業及び電気系保全作業)及び電子機器組立て(電子機器組立て作業)
 - (三) 単一等級について実施する職種(作業)
 - 路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカー工事作業及び加熱ペイントマシナー工事作業)
 - 試験方法
 - 等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。
 - 試験の期日及び場所
 - (一) 実技試験
 - (1) 期日
 - 平成二十年六月九日(月) から平成二十年九月十七日(水)までの間において、秋田県職業能力開発協会が指定する日。
 - (2) 場所
 - 秋田県職業能力開発協会から通知する。
 - (3) 問題の公表
 - 実技試験の問題は、平成二十年六月二日(月)に公表し、当該職種の受検者に秋田県職業能力開発協会から送付する。ただし、一部の職種については、公表しない。
 - (二) 学科試験

(1) 期日	期 日	等 級 及 び 職 種 (作 業)
平成二十年七月二十七日(日)	平成二十年八月二十四日(日)	ア 一級及び二級 造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、産業車両整備(産業車両整備作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、とび(とび作業)、築炉(築炉作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、化学分析(化学分析作業)及び塗装(建築塗装作業及び金属塗装作業)
平成二十年八月三十一日(日)		イ 三級 金属熱処理(一般熱処理作業)
		一級及び二級 機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業及びマシニングセンタ作業)、鉄工(製缶作業及び構造物鉄工作業)、めっき(電気めっき作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業

平成二十年九月七日	ア 一級及び二級 放電加工(数値制御彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)、ダイカスト(コールドチャンネルダイカスト作業)、石材施工(石張り作業及び石積み作業)、タイル張り(タイル張り作業、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、表装(壁装作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)) イ 単一等級 路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカー工事作業及び加熱ペイントマシンマーカー工事作業)	及び木製建具機械加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、左官(左官作業、畳製作(畳製作作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業)及び広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ作業及び広告面粘着シート仕上げ作業)
-----------	--	--

- (2) 場所 秋田県職業能力開発協会から通知する。
- 四 受検資格
- (一) 一級 令第六十四条の二の規定に該当する者
- (二) 二級 令第六十四条の三の規定に該当する者
- (三) 三級 令第六十四条の四の規定に該当する者
- (四) 単一等級 令第六十四条の六の規定に該当する者
- 五 受検申請に必要な書類
技能検定受検申請書
- (一) 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書

六 受検申請書用紙の交付 面又はその写し 受検申請書用紙の交付 期間 秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除き、平成二十年三月三日(月)から同年四月十六日(木)まで。	七 受検申請書の受付 期間及び時間 県の休日を除き、平成二十年四月三日(木)から同年四月十六日(水)までの午前八時三十分から午後五時まで。 郵送の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書きし、書留郵便によることとし、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。	八 受検手数料 秋田市向浜一丁目二番一号 秋田県職業能力開発協会
--	--	-------------------------------------

等級及び 検定職種	手 数 料	等級及び 検定職種	手 数 料
一級、二級 及び三級 造園 機械加工 金属プレス 加工 建築板金 仕上げ ダイカスト 電子機器組 立て 産業車両整	一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円	金属熱処理 放電加工 鉄工 めつき 切削工具研 削 機械保全 電気機器組 立て 建設機械整	一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円

備 婦人子供服 製造 建具製作 プラスチック成形 とび 築炉 畳製作 内装仕上げ 施工 サッシ施工 表装 広告美術仕 上げ 単一等級 路面標示施 工	一三、〇〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円	備 家具製作 印刷 石材施工 左官 タイル張り 防水施工 熱絶縁施工 化学分析 塗装 フラワー装 飾	一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円
--	--	---	--

ただし、三級を受検する者であつて、受検申請時に、
検定職種に関する職業訓練を受講しているもの又は職業
高校、高等専門学校、短期大学、大学若しくは厚生労働
大臣が指定する各種学校若しくは専修学校における検定
職種に関する学科に在学しているものの三級受検手数料
は、一〇、五〇〇円とする。

(二) 学科試験 三、一〇〇円

(一) 納付方法
(1) 技能検定受検申請書提出の際、納付すること。
(2) 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付は要しない。
(3) 受検申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は受検しなかつた場合には、受検手数料は返還しない。

九 合格者の発表等
(一) 技能検定合格者発表
平成二十年十月七日(火) (金属熱処理を除く三級の職種については、平成二十年八月二十七日(水))に合格者の受検番号を秋田県庁正面公告板に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。
(二) 一部合格者への通知
実技試験又は学科試験に合格した者については、秋田県職

業能力開発協会が書面で通知する。

(二) 技能検定合格証書等の交付
一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の、二級又は三級の合格者には知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から、一級合格者には一級技能士章、二級合格者には二級技能士章、三級合格者には三級技能士章、単一等級合格者には単一等級技能士章がそれぞれ交付される。

十 受検についての問い合わせ先

産業経済労働部雇用労働政策課(電話〇一八八六〇〇二二三)又は秋田県職業能力開発協会(電話〇一八八六二一三五二〇)

秋田県告示九十九号

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十六条第二項の規定により、次のとおり平成二十年度技能検定(随時実施)を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「令」という。)第六十六条第三項の規定に基づき、公示する。
平成二十年三月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 随時実施(三級、基礎一級及び基礎二級)
(一) 実施職種(作業)

さく井(パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業、銅合金鑄物鑄造作業及び軽合金鑄物鑄造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業及びフライス盤作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、木工(構造物鉄工作業)、建築板金(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業)、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計製作作業及びプリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニッ

ト製品製造(丸編みニット製造作業及び靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(書籍製本作業、雑誌製本作業及び商業印刷物製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーベット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウエルポイント施工(ウエルポイント工事作業)、塗装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業)、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業、及び工業包装(工業包装作業)

(二) 試験方法

等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。

(三) 試験の期日及び場所
(1) 実技試験

ア 期日 秋田県職業能力開発協会が指定する日
イ 場所 秋田県職業能力開発協会から通知する。
ウ 問題の公表 秋田県職業能力開発協会から通知する。
エ 実技試験の問題は、試験期日前に公表し、当該職種の受検者に秋田県職業能力開発協会から送付する。ただし、一部の職種については、公表しない。
オ 学科試験
ア 期日 秋田県職業能力開発協会が指定する日

イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

(四) 受検資格

(1) 三級 令第六十四条の四の規定に該当する者(当該職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限る。)

(2) 基礎一級及び基礎二級 令第六十四条の五の規定に該当する者

(五) 受検申請に必要な書類

(1) 技能検定受検申請書

(2) 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書面又はその写し

(六) 受検申請書用紙の交付

(1) 期間及び時間

秋田県の休日を除き、午前八時三十分から午後五時(以下「一日」という。)を除き、午前八時三十分から午後五時までの間で随時交付する。

(2) 場所

秋田市向浜一丁目二番一号 秋田県職業能力開発協会
郵送で交付を求めるとは、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、百四十円分の切手をはったうえで先明記の返信用封筒を同封すること。

(七) 受検申請書の受付

(1) 期間及び時間

県の休日を除き、午前八時三十分から午後五時まで
郵送の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書し、書留郵便によることとする。

(2) 場所

秋田市向浜一丁目二番一号 秋田県職業能力開発協会

(八) 受検手数料

(1) 額

ア 実技試験

等級及び 検定職種	手数料	等級及び 検定職種	手数料
三級、基礎 一級及び基 礎二級			

さく井	一五、七〇〇円	鑄造	一五、七〇〇円
鍛造	一五、七〇〇円	機械加工	一五、七〇〇円
金属プレス	一五、七〇〇円	鉄工	一五、七〇〇円
加工	一五、七〇〇円	工場板金	一五、七〇〇円
建築板金	一五、七〇〇円	アルミニウム	一五、七〇〇円
めっき	一五、七〇〇円	△陽極酸化	一五、七〇〇円
仕上げ	一五、七〇〇円	処理	一五、七〇〇円
ダイカスト	一五、七〇〇円	機械検査	一三、〇〇〇円
電子機器組	一五、七〇〇円	機械保全	一五、七〇〇円
立て	一五、七〇〇円	電気機器組	一五、七〇〇円
プリント配	一五、七〇〇円	立て	一五、七〇〇円
線板製造	一五、七〇〇円	冷凍空気調	一五、七〇〇円
染色	一五、七〇〇円	和機器施工	一五、七〇〇円
婦人子供服	一三、〇〇〇円	ニット製品	一五、七〇〇円
製造	一五、七〇〇円	製造	一五、七〇〇円
寝具製作	一五、七〇〇円	紳士服製造	一五、七〇〇円
布はく縫製	一五、七〇〇円	帆布製品製	一五、七〇〇円
建具製作	一五、七〇〇円	造	一五、七〇〇円
製本	一五、七〇〇円	家具製作	一五、七〇〇円
強化プラス	一五、七〇〇円	印刷	一五、七〇〇円
チック成形	一五、七〇〇円	プラスチック	一五、七〇〇円
パン製造	一五、七〇〇円	ク成形	一五、七〇〇円
水産練り製	一五、七〇〇円	石材施工	一五、七〇〇円
品製造	一五、七〇〇円	ハム・ソー	一五、七〇〇円
かわらぶき	一五、七〇〇円	セージ・ベ	一五、七〇〇円
左官	一五、七〇〇円	ーコン製造	一五、七〇〇円
配管	一五、七〇〇円	建築大工	一五、七〇〇円
鉄筋施工	一五、七〇〇円	とび	一五、七〇〇円
防水施工	一五、七〇〇円	タイル張り	一五、七〇〇円
熱絶縁施工	一五、七〇〇円	型枠施工	一五、七〇〇円
ウエルポイ	一五、七〇〇円	コンクリー	一五、七〇〇円
		ト圧送施工	一五、七〇〇円
		内装仕上げ	一五、七〇〇円
		施工	一五、七〇〇円
		サッシ施工	一五、七〇〇円
		表装	一五、七〇〇円

塗装	一五、七〇〇円
工業包装	一五、七〇〇円

イ 学科試験 三、一〇〇円

(2) 納付方法

ア 技能検定受検申請書提出の際、納付すること。

イ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付は、要しない。

ウ 受検申請書を受理した後に、申請を取り消した場合又は受検しなかった場合には、受検手数料は、返還しない。

(九) 合格者への通知等

(1) 一部合格者への通知

実技試験又は学科試験に合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

合格者には知事名の合格証書が交付される。また、三級合格者には厚生労働大臣から三級技能士章が交付される。受検についての問い合わせ先

(十) 産業経済労働部雇用労働政策課（電話〇一八―八六〇―二三三三）又は秋田県職業能力開発協会（電話〇一八―八六二―三五一〇）

(十一) その他

本公示の随時実施の三級、基礎一級及び基礎二級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果」又は「修得技能等の認定」に活用される。

発行者 秋 田 県
 秋田市山王四丁目一番一号
 購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 862-8766 FAX 863-0005
 E-mail: matsubara@natsuhara-sansu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄